

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例(平成二十二年岐阜県条例第二十三号) 新旧対照表

(新)

(旧)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十一條第二項第六号及び第四項の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一條第三項の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に關し、知事に意見を述べることとする。

一 法第二十六條第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に關する事項

二 法第二十八條第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に關する事項

三 その他知事が必要と認める事項

第三条から第九條まで 略

第二条から第八條まで 略

附則 略

附則 略